

自治体名	千葉市	札幌市
質問項目	【照会①】 計画段階配慮手続きについて(法第3条の2～第3条の7)	
計画段階配慮手続きの導入	○	○
手続きの根拠(条例か要綱等か)	要綱	条例
対象事業の種類 (公共事業か民間事業か)	公共事業(民間事業はできる規定)	公共事業、民間事業ともに対象(条例対象事業の全てを対象)
配慮の内容を検討する時期	概ねの実施場所の選定、工作物等の規模等を決定する段階	事業の立地、規模を検討する段階
複数案の比較検討	○	○(努力義務)
予測・評価の実施	○	○
配慮計画書の作成	○	○
配慮計画書(概要書)の作成	○	○
配慮計画書提出先	市長	市長
配慮計画書の提出期限	未規定	-
配慮計画書の公告・縦覧	○	○
配慮計画書説明会の開催	×	○
配慮計画書に対する住民意見の聴取	○	○
配慮計画書に対する市長意見の提出	○	○
市長意見作成における審査会意見聴取	○	○
市長意見の公表	○	○
施行期日	平成26年4月1日	(予定)条例:平成25年10月1日 規則・指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会②】 方法書説明会について(法第7条の2)	
方法書説明会の導入の有無	○	○
説明会の開催主体(事業者か市か)	事業者	事業者
条例等の規定について (準備書説明会と同様の規定か否か)	準備書説明会と同様の規定を盛り込む予定	準備書説明会と同様の規定を盛り込む予定
施行期日	平成26年7月1日	(予定)条例:平成25年10月1日 規則・指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会③】 電子縦覧について(法第7条, 第16条, 第27条)	
電子縦覧の導入の有無	○	○
電子縦覧の実施主体(事業者か市か)	事業者	事業者
電子メールでの住民意見の提出	○	○
施行期日	平成26年7月1日	(予定)条例:平成25年10月1日 規則・指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会④】 風力発電事業の規模要件について(政令改正による追加)	
風力発電設置の対象事業への追加の有無	○	○
規模要件(kw)	7500kW以上	未定
規模要件 設定の理由	法第二種事業の規模でスクリーニングから漏れた案件を対象とするため	
施行期日	平成26年7月1日	(予定)条例:平成25年10月1日 規則・指針:平成25年10月1日

自治体名	仙台市	さいたま市
質問項目	【照会①】 計画段階配慮手続きについて(法第3条の2～第3条の7)	
計画段階配慮手続きの導入	検討中	×
手続きの根拠(条例か要綱等か)	検討中	要綱(検討中)
対象事業の種類 (公共事業か民間事業か)	検討中	公共事業
配慮の内容を検討する時期	検討中	法配慮計画と同様な 内容で検討中
複数案の比較検討	検討中	検討中
予測・評価の実施	検討中	検討中
配慮計画書の作成	検討中	検討中
配慮計画書(概要書)の作成	検討中	検討中
配慮計画書提出先	検討中	検討中
配慮計画書の提出期限	検討中	検討中
配慮計画書の公告・縦覧	検討中	検討中
配慮計画書説明会の開催	検討中	検討中
配慮計画書に対する住民意見の聴取	検討中	検討中
配慮計画書に対する市長意見の提出	検討中	検討中
市長意見作成における審査会意見聴取	検討中	検討中
市長意見の公表	検討中	検討中
施行期日	未定	未定
質問項目	【照会②】 方法書説明会について(法第7条の2)	
方法書説明会の導入の有無	○	○
説明会の開催主体(事業者か市か)	事業者	事業者
条例等の規定について (準備書説明会と同様の規定か否か)	準備書説明会と同様の規定	準備書と同様
施行期日	平成25年4月1日	平成25年7月1日 条例施行規則も同日施行
質問項目	【照会③】 電子縦覧について(法第7条, 第16条, 第27条)	
電子縦覧の導入の有無	○	○
電子縦覧の実施主体(事業者か市か)	市(図書の電子データは事業者が 作成)	市
電子メールでの住民意見の提出	×	○(意見の提出先は事業者(事後調査書の場合は市)で、 電子メールを受け付けるか否かは事業者判断)
施行期日	平成25年4月1日	平成25年4月1日
質問項目	【照会④】 風力発電事業の規模要件について(政令改正による追加)	
風力発電設置の対象事業への 追加の有無	○	○ (電気工作物の建設として 法改正前から対象)
規模要件(kw)	全地域:5,000kw以上, A地域:2,500kw以上, B地域: 1,250kw以上	事業実施区域の面積10ha (B地域では5ha、 C地域では3ha)
規模要件 設定の理由	本市条例のアセス対象規模要件の基本的な考え方は、 ・全地域:面的事業 国の第1種事業の20%、 面的事業以外 国の第1種事業の50% ・A地域:概ね全地域の1／2 ・B地域:概ねA地域の1／2(A地域のうち特別地域に指定さ れているのがB地域) となっている。風力発電についてもこの考え方に則って規模 要件を制定した。	埼玉県及び他政令市の状況を参考に設定
施行期日	平成25年4月1日	平成17年4月1日

自治体名	川崎市	横浜市
質問項目	【照会①】 計画段階配慮手続きについて(法第3条の2～第3条の7)	
計画段階配慮手続きの導入	○	○
手続きの根拠(条例か要綱等か)	川崎市環境影響評価に関する条例	横浜市環境影響評価条例
対象事業の種類 (公共事業か民間事業か)	公共事業(第1種行為の条例対象事業の全て、国・県・市)、 民間事業(電気工作物、鉄道、道路事業の第1種行為)、 法の配慮書手続を行わない法第二種事業 (条例対象事業の全て) ※民間事業は公共性の高い事業を対象としています。	公共事業、民間事業ともに対象(条例対象事業の全てを対象)
配慮の内容を検討する時期	事業の基本構想又は基本計画の立案の段階で、基本的事項が明確になる時期	事業の内容や規模、事業実施区域を選定する段階
複数案の比較検討	○(義務・複数案の設定が困難な場合は理由等を記載)	○(できる規定)
予測・評価の実施	○	×
配慮計画書の作成	○	○
配慮計画書(概要書)の作成	×	×
配慮計画書提出先	市長	市長
配慮計画書の提出期限	上記記載の配慮の内容を検討する時期まで	事業計画の見直しが可能な時期
配慮計画書の公告・縦覧	○	○
配慮計画書説明会の開催	環境配慮計画書(配慮計画書)の縦覧中に行う	×
配慮計画書に対する住民意見の聴取	○	○(市民から環境情報提供書を提出してもらう)
配慮計画書に対する市長意見の提出	○	○
市長意見作成における審査会意見聴取	○	○
市長意見の公表	○	○
施行期日	平成25年4月1日	平成23年8月
質問項目	【照会②】 方法書説明会について(法第7条の2)	
方法書説明会の導入の有無	義務ではないが、周知方法の選択肢の1つとなっている	○
説明会の開催主体(事業者か市か)	事業者	事業者
条例等の規定について (準備書説明会と同様の規定か否か)	同様ではない(準備書段階の説明会は義務)	準備書説明会と同様の規定を盛り込んだ
施行期日	—	平成25年7月1日
質問項目	【照会③】 電子縦覧について(法第7条, 第16条, 第28条)	
電子縦覧の導入の有無	○	○
電子縦覧の実施主体(事業者か市か)	市	市
電子メールでの住民意見の提出	×	○(電子申請システムによる専用フォーム)
施行期日	平成25年4月1日	平成23年8月
質問項目	【照会④】 風力発電事業の規模要件について(政令改正による追加)	
風力発電設置の対象事業への追加の有無	×	○(規則改正)
規模要件(kw)	5万kw(電力源によらない)	第1分類事業:5,000kW以上 第2分類事業:3,800kW以上5,000kW未満
規模要件 設定の理由	—	【追加理由】 法対象規模未満の風力発電施設であっても、環境に著しい影響を与えるおそれがあること、環境影響評価手続の導入により事業計画の立案段階から市民が情報を得られるようになること、さらに、法と条例とが一体となった環境影響評価制度の運用が可能となることから。 【規模要件】 ・第1分類事業は、環境省による事業者アンケートで、出力5,000キロワット以上の施設で騒音・低周波音に対する苦情等の発生割合が高くなるという調査結果が報告されていること、神奈川県では、その他地域で出力5,000キロワット以上の施設を県条例の対象とすること等を踏まえ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると考えられる規模として、出力5,000キロワット以上を設定。 ・第2分類事業は、他の事業種と同様に、第1分類事業の75%以上の規模とした。
施行期日	—	平成25年7月1日

自治体名	相模原市	名古屋市
質問項目	【照会①】 計画段階配慮手続きについて(法第3条の2～第3条の7)	
計画段階配慮手続きの導入	新たに制定する条例において規定する方向で検討中	○
手続きの根拠(条例か要綱等か)	条例	名古屋市環境影響評価条例
対象事業の種類 (公共事業か民間事業か)	市が自ら行う事業(国や他の地方公共団体、民間事業者が行う事業は努力義務とする。)(予定)	公共事業, 民間事業ともに対象 (条例対象事業全て対象)
配慮の内容を検討する時期	事業計画の立案の段階(予定)	対象事業の計画の立案の段階
複数案の比較検討	原則行う(予定)	○
予測・評価の実施	○(予定)	○
配慮計画書の作成	○(予定)	○(「計画段階環境配慮書」、以下同じ。)
配慮計画書(概要書)の作成	○(予定)	×
配慮計画書提出先	市長(予定)	市長
配慮計画書の提出期限	今後検討する予定	規定なし。 (技術指針解説書上は、「速やかに公表されることが望ましい」とした。)
配慮計画書の公告・縦覧	○(予定)	○(市長が告示し、縦覧に供する。)
配慮計画書説明会の開催	×	△(規則で、周知方法に係る努力規定の1つとして明示し
配慮計画書に対する住民意見の聴取	○(予定)	○
配慮計画書に対する市長意見の提出	○(予定)	○
市長意見作成における審査会意見聴取	○(予定)	○(必要に応じて)
市長意見の公表	○(予定)	○(告示し、縦覧に供する。)
施行期日	平成27年度当初(予定)	平成25年4月1日
質問項目	【照会②】 方法書説明会について(法第7条の2)	
方法書説明会の導入の有無	○(予定)	○
説明会の開催主体(事業者か市か)	事業者(予定)	事業者
条例等の規定について (準備書説明会と同様の規定か否か)	今後検討する予定	準備書説明会と同様に規定
施行期日	同上	平成25年4月1日
質問項目	【照会③】 電子縦覧について(法第7条, 第16条, 第27条)	
電子縦覧の導入の有無	○(予定)	○
電子縦覧の実施主体(事業者か市か)	今後検討する予定	市長
電子メールでの住民意見の提出	今後検討する予定	○(電子メール、電子申請システムによる提出)
施行期日	同上	平成25年4月1日
質問項目	【照会④】 風力発電事業の規模要件について(政令改正による追加)	
風力発電設置の対象事業への追加の有無	今後検討する予定	○(法改正以前より、「発電所の建設」として、発電方法を問わず対象。市域に風力発電の適地がないこと等を理由に、対象事業の種類や規模は変更しないこととした。)
規模要件(kw)	今後検討する予定	5万kW
規模要件 設定の理由		条例制定前の名古屋市環境影響評価指導要綱の種類・規模要件から電気工作物の新設(出力5万キロワット以上の発電用のもの)となっている。
施行期日	今後検討する予定	平成11年6月12日

自治体名	京都市	大阪市
質問項目	【照会①】 計画段階配慮手続きについて(法第3条の2～第3条の7)	
計画段階配慮手続きの導入	○	本市技術指針において計画段階での環境配慮について規定しています。(条例への導入については当面予定していま
手続きの根拠(条例か要綱等か)	京都市環境影響評価等に関する条例	市環境影響評価技術指針
対象事業の種類 (公共事業か民間事業か)	民間事業も対象	条例対象事業全て
配慮の内容を検討する時期	事業の立地, 規模を検討する段階	計画策定段階
複数案の比較検討	○	○(必要に応じて複数案を比較する等、環境配慮の内容を検討することとしています)
予測・評価の実施	○	×
配慮計画書の作成	○	×
配慮計画書(概要書)の作成	×	—
配慮計画書提出先	市長	—
配慮計画書の提出期限	未規定	—
配慮計画書の公告・縦覧	○	—
配慮計画書説明会の開催	○	—
配慮計画書に対する住民意見の聴取	○	—
配慮計画書に対する市長意見の提出	○	—
市長意見作成における審査会意見聴取	○	—
市長意見の公表	○	—
施行期日	平成25年4月1日	—
質問項目	【照会②】 方法書説明会について(法第7条の2)	
方法書説明会の導入の有無	○	×
説明会の開催主体(事業者か市か)	事業者	—
条例等の規定について (準備書説明会と同様の規定か否か)	準備書説明会と同様の規定	—
施行期日	平成25年4月1日	—
質問項目	【照会③】 電子縦覧について(法第7条, 第16条, 第27条)	
電子縦覧の導入の有無	○	従前より実施要領に基づく運用を行っており、条例への導入は行いません。
電子縦覧の実施主体(事業者か市か)	市及び事業者	市
電子メールでの住民意見の提出	○	×
施行期日	平成25年4月1日	—
質問項目	【照会④】 風力発電事業の規模要件について(政令改正による追加)	
風力発電設置の対象事業への追加の有無	○	×
規模要件(kw)	1,500kW	—
規模要件 設定の理由	近隣自治体の滋賀県及び兵庫県では既に、条例において1,500kW以上の規模要件を設定されていたこと、本市環境審議会でも1,500kWが妥当との意見が出されたことから、1,500kWを規模要件とした。	
施行期日	平成25年4月1日	—

自治体名	堺市	神戸市
質問項目	【照会①】 計画段階配慮手続きについて(法第3条の2～第3条の7)	
計画段階配慮手続きの導入	○(既に改正済み)	○
手続きの根拠(条例か要綱等か)	堺市環境影響評価条例	神戸市環境影響評価等に関する条例
対象事業の種類 (公共事業か民間事業か)	公共事業、民間事業ともに対象 (全ての条例対象事業が対象)	公共事業、民間事業ともに対象 (条例対象事業の全てを対象)
配慮の内容を検討する時期	対象事業に係る計画の立案の段階(事業の位置・規模又は施設の配置・構造等の検討段階)	計画の立案段階
複数案の比較検討	○(原則として)	○
予測・評価の実施	○	○
配慮計画書の作成	○	○
配慮計画書(概要書)の作成	○	○(配慮書の内容を平易に記載した 説明会資料を作成)
配慮計画書提出先	市長	市長
配慮計画書の提出期限	提出期限に係る具体的な規定はない。ただし、事業者は、配慮計画書の内容及び配慮計画書に対する意見等を勘案して事業計画の概略を決定することとしており(改正条例第12条及び第15条)、事業計画の概略が決まる前に手続を行う必	計画案が決定する前
配慮計画書の公告・縦覧	○	○
配慮計画書説明会の開催	×	○
配慮計画書に対する住民意見の聴取	○	○
配慮計画書に対する市長意見の提出	○	○
市長意見作成における審査会意見聴取	○	○(必要に応じ)
市長意見の公表	○	○
施行期日	平成25年4月1日	平成25年10月(予定)
質問項目	【照会②】 方法書説明会について(法第7条の2)	
方法書説明会の導入の有無	○	○
説明会の開催主体(事業者か市か)	事業者	事業者
条例等の規定について (準備書説明会と同様の規定か否か)	準備書説明会と同様の規定	準備書説明会と同様の規定を盛り込む予定
施行期日	平成25年4月1日	平成25年10月(予定)
質問項目	【照会③】 電子縦覧について(法第7条, 第16条, 第28条)	
電子縦覧の導入の有無	○	○
電子縦覧の実施主体(事業者か市か)	事業者	一義的に事業者(事業者の同意があり、市長が市のHPで公表した場合は、事業者の義務を免除できる)
電子メールでの住民意見の提出	○	○ (従来から受付している)
施行期日	平成25年4月1日	平成25年4月
質問項目	【照会④】 風力発電事業の規模要件について(政令改正による追加)	
風力発電設置の対象事業への追加の有無	規則改正により追加した(H25.3月)	○(法改正以前より導入済み)
規模要件(kw)	総出力1,500kW以上	1,500kW以上(特別区域500kW以上) ※ 兵庫県条例の対象規模要件を準用
規模要件 設定の理由	・風力発電の専門家へのヒアリングで、「全国各地で減価償却の終了しているような古い風車を堺市に持ってきて再使用するような事業形態であれば可能性はないとは言えないのではないか。その場合、750kW×2基程度の規模が想定される。」との発言があったこと。 ・現在全国的に導入されている風車の平均的な出力が1基1,500～2,000kWであること。	兵庫県条例の対象規模要件を準用しているため、設定の理由については兵庫県にご確認いただきたい。
施行期日	対象とする場合は、平成25年4月1日施行予定	既に導入済み

自治体名	広島市	北九州市
質問項目	【照会①】 計画段階配慮手続きについて(法第3条の2～第3条の7)	
計画段階配慮手続きの導入	○	○
手続きの根拠(条例か要綱等か)	広島市多元的環境アセスメント実施要綱	市環境影響評価条例
対象事業の種類 (公共事業か民間事業か)	広島市が実施する事業	公共事業, 民間事業ともに対象 (条例対象事業の全てを対象)
配慮の内容を検討する時期	対象事業の計画段階	事業の位置・規模又は施設の配置・構造等を検討する段階
複数案の比較検討	○	○(努力義務)
予測・評価の実施	○	○
配慮計画書の作成	○	○
配慮計画書(概要書)の作成	－	○
配慮計画書提出先	市長	市長
配慮計画書の提出期限	－	×
配慮計画書の公告・縦覧	○(縦覧期間:30日間)	公告、公表:○、縦覧:○(必要に応じて)
配慮計画書説明会の開催	－	×
配慮計画書に対する住民意見の聴取	○	○(必要に応じて)
配慮計画書に対する市長意見の提出	○	○(努力義務)
市長意見作成における審査会意見聴取	○	○(必要に応じて)
市長意見の公表	○	○
施行期日	平成16年4月1日	条例、規則、指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会②】 方法書説明会について(法第7条の2)	
方法書説明会の導入の有無	○	○
説明会の開催主体(事業者か市か)	事業者	事業者
条例等の規定について (準備書説明会と同様の規定か否か)	準備書説明会と同様の規定	準備書説明会と同様の規定を盛り込む予定
施行期日	条例、規則とも平成25年4月1日	条例、規則、指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会③】 電子縦覧について(法第7条, 第16条, 第28条)	
電子縦覧の導入の有無	○	○* 現在は要領に基づき電子縦覧を実施中
電子縦覧の実施主体(事業者か市か)	市	市
電子メールでの住民意見の提出	意見の提出先が事業者であり、条例等においても提出方法についての規定がないため、事業者の判断となる。	×
施行期日	条例、規則とも平成25年4月1日	条例、規則、指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会④】 風力発電事業の規模要件について(政令改正による追加)	
風力発電設置の対象事業への追加の有無	○	○
規模要件(kw)	1,500kW以上	5,000kw以上(予定)
規模要件 設定の理由	風力発電所事業特有の環境要素(騒音、景観、日照阻害等)において影響を及ぼすおそれのある規模及び事業の実施可能性の観点(補助金対象事業の規模)から、1,500KWとした。	本市条例対象事業の規模要件は、福岡県条例の適用除外となるように福岡県条例と同等と規定されている。現在、福岡県では風力発電施設の規模要件を5,000kWとするよう検討中で、これについても県条例の適用除外となるよう県と同等とすることとしている。
施行期日	規則、技術指針とも平成25年4月1日	条例、規則、指針:平成25年10月1日

自治体名	福岡市	新潟市
質問項目	【照会①】 計画段階配慮手続きについて(法第3条の2～第3条の7)	
計画段階配慮手続きの導入	○	○
手続きの根拠(条例か要綱等か)	福岡市環境影響評価条例	市環境影響評価条例
対象事業の種類 (公共事業か民間事業か)	公共事業、民間事業ともに対象	公共事業、民間事業ともに対象 (条例対象事業の全てを対象)
配慮の内容を検討する時期	事業の立地、規模を検討する段階	事業の立地、規模を検討する段階
複数案の比較検討	○	○(努力義務)
予測・評価の実施	○	○
配慮計画書の作成	○	○
配慮計画書(概要書)の作成	○	○
配慮計画書提出先	市長	市長
配慮計画書の提出期限	×	検討中
配慮計画書の公告・縦覧	法に準じた公表を規定	○
配慮計画書説明会の開催	×	検討中
配慮計画書に対する住民意見の聴取	○(努力義務)	○
配慮計画書に対する市長意見の提出	○	○
市長意見作成における審査会意見聴取	×(必要に応じて専門家の意見を聴取することが出来る規定)	○
市長意見の公表	×(条例には規定しない予定)	○
施行期日	平成25年10月1日	条例:平成25年4月1日 規則・指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会②】 方法書説明会について(法第7条の2)	
方法書説明会の導入の有無	○	○
説明会の開催主体(事業者か市か)	事業者	事業者
条例等の規定について (準備書説明会と同様の規定か否か)	準備書説明会と同様の規定	準備書説明会と同様の規定を盛り込む予定
施行期日	平成25年4月1日	条例:平成25年4月1日 規則・指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会③】 電子縦覧について(法第7条, 第16条, 第28条)	
電子縦覧の導入の有無	○	○
電子縦覧の実施主体(事業者か市か)	事業者	事業者
電子メールでの住民意見の提出	○	○
施行期日	平成25年4月1日	条例:平成25年4月1日 規則・指針:平成25年10月1日
質問項目	【照会④】 風力発電事業の規模要件について(政令改正による追加)	
風力発電設置の対象事業への追加の有無	○	○(法改正以前より導入済み)
規模要件(kw)	1500kw、 特定区域又は特定区域に接する区域及び500m以内に住環境等があるものについては1000kw	一般地域:7,500kW以上 特別配慮地域:4,500kW以上
規模要件 設定の理由	環境影響の観点から1基からでも相応の影響があり、地方自治体に事例や近年稼働を開始した施設の状況から1,500kW以上が大半を占めていたため。	スクリーニングにより漏れた法第二種事業(規模要件7,500kW以上)も市条例の対象とするのが適当 特別配慮地域の規模要件については、「一般地域の規模×0.6」を基本としていることから、「総出力4,500kW」とするのが適当 という理由から
施行期日	平成25年4月1日	規則・指針:平成25年10月1日